



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例
(子育て支援課) 1

公布された条例のあらまし

- 児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第34号）
- 1 沖縄県保育士試験等手数料条例（平成19年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正することとした。
＜第1条＞
地域限定保育士試験に係る手数料の徴収根拠等を定める。（第1条から第5条まで及び第7条関係）
 - 2 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における保育に従事する保育士には地域限定保育士の資格を有する者を含むこととする。（別表第2関係）
 - 3 次に掲げる条例において定める施設等に置くべき保育士には地域限定保育士の資格を有する者を含むこととした。＜第3条＞
 - (1) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）
 - (2) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）
 - (3) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号）
 - (4) 沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年沖縄県条例第16号）
 - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

条 例

児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第34号

児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県保育士試験等手数料条例の一部改正)

第1条 沖縄県保育士試験等手数料条例（平成19年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条の9第3項」の次に「（同法第18条の32第4項において準用する場合を含む。）」を加える。

第2条の見出しを「（保育士試験等手数料）」に改め、同条第1項中「という。）」の次に「又は同法第18条の28第1項に規定する地域限定保育士試験（以下「地域限定保育士試験」という。）（以下これらを「保育士試験等」という。）」を加え、「保育士試験手数料」を「保育士試験等手数料」に改め、同条第2項中「保育士試験手数料」を「保育士試験等手数料」に改め、「第6条の11の2」の次に「（同令第6条の54において準用する場合を含む。）」を加え、「保育士試験の」を「保育士試験等の」に改める。

第3条第1項中「保育士登録」の次に「、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録」を加える。

第4条第1項中「の保育士登録証」の次に「、同令第20条の6において準用する同令第17条第1項の地域限定保育士登録証」を加える。

第5条第1項中「の保育士登録証」の次に「、同令第20条の6において準用する同令第18条第1項の地域限定保育士登録証」を加える。

第7条の見出し中「指定試験機関」を「指定試験機関等」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「、当該」を「当該」に改め、「収入」の次に「とし、前項の規定により指定地域試験機関に納められた手数料は当該指定地域試験機関の収入」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童福祉法第18条の32第1項の規定により知事が地域限定保育士試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下「指定地域試験機関」という。）が行う地域限定保育士試験を受けようとする者は、第2条第1項の保育士試験等手数料を当該指定地域試験機関に納めなければならない。

(沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例

(平成24年沖縄県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表の第2の1中「保育士(」の次に「児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

(沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「保育士(」の次に「地域限定保育士及び」を加える。

- (1) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第85号)第39条第2号
- (2) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第27号)第6条第1項第1号
- (3) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第28号)第5条第1項第3号
- (4) 沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年沖縄県条例第16号)第19条第1項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地